

港区と東京諸島の 子ども達の絆をつくる 特別交流事業

芝法人会では、子ども達が税と社会の仕組みを知るための一助となるべく、港区と東京諸島の小学校を対象に、特別交流事業を企画・運営しています。

特別交流事業とは

当会では、東京諸島と港区の小学生児童の交流機会を創出し、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かって夢を育むことの支援を目的として、“税と社会の仕組みを知る”特別交流事業を平成26年度より展開しています。

この事業は芝税務署、麻布税務署、港区教育委員会などの行政機関をはじめとする多くの皆様からのご後援・ご協力と、また、会員企業を中心とする地域の皆様からの「特定寄附金」により運営されるもので、「租税教育活動」と「地域企業等での会社見学・職業体験」、そして「東京諸島と港区の小学生児童間交流」を軸に実施されています。

当会では公益性と透明性の高い会運営を行い、強く健全な財務基盤を築くとともに、この「特別交流事業」を継続して推進し続ける所存です。皆様には今後とも当事業に対し、多大なご理解とご協力を賜われますよう、宜しくお願い致します。



平成29年度「特別交流事業」スケジュール

5/10(WED)

- 参加校：新島村立新島小学校(6年生20名)
- ① WISH FRESH SALAD(移動式サラダショップ)にて体験型昼食
 - ② 芝税務署1階フロア見学・租税教室
 - ③ 日本テレビ放送網(株)にて番組収録等見学

6/1(THU)

- 参加校：神津島村立神津小学校(6年生22名)
- ① 芝税務署1階フロア見学・租税教室
 - ② 港区立港南小学校にて5年生児童と自校紹介などの発表・交流ドッジボール・合同給食
 - ③ (株)フジテレビジョンにて収録スタジオ等見学

6/6(TUE)

- 参加校：八丈町立大賀郷小学校(6年生18名)、八丈町立三原小学校(6年生10名)
- ① 芝税務署1階フロア見学・租税教室
 - ② 港区立本村小学校にて4・6年生児童と自校紹介などの発表・交流授業

- ③ リスーピア見学・昼食(大賀郷小のみ)
- ④ (株)テレビ朝日にて収録スタジオ等見学(三原小のみ)

6/9(FRI)

- 参加校：大島町立つばき小学校(6年生16名)、大島町立さくら小学校(6年生17名)、大島町立つつじ小学校(6年生6名)
- ① 八芳園にて租税教室・ゴスペル観賞・庭園・チャペル見学・「たみバン」作り体験・昼食

6/16(FRI)

- 参加校：八丈町立三根小学校(6年生35名)
- ① 芝税務署1階フロア見学・芝法人会館にて租税教室
 - ② 港区立白金小学校にて6年生児童と交流授業・レクリエーション
 - ③ (株)フジテレビジョンにて収録スタジオ等見学

今後の予定

※変動の可能性有。

11/17(FRI)

- 参加校：港区立小学校5,6年生児童(100名程度)
- ① キッザニア東京での職業体験

11/17(FRI)

- 参加校：東京諸島の小学校6年生児童(10名程度)
- ① 租税教室
 - ② 企業見学・体験
 - ③ 港区立小学校児童との交流
 - ④ キッザニア東京での職業体験

11/17(FRI)

- 参加校：港区立小学校
- ① 租税教室
 - ② 企業見学・体験



特別交流事業の 3 つの柱

公益性を重視し、子ども達の未来へ貢献する

1億円原寸大モックを前に、活気付く子ども達。その重さを体験したいと列をなします。
“軽い”、“重い”など、それぞれの感想を持ち帰っているようです。

1

東京諸島の小学生児童を招いて 租税教室

5/10~6/16 参加児童数 144名

税の大切さと社会の仕組みを正しく理解する

当事業では、芝税務署の協力のもと、東京諸島と港区の小学生児童を芝税務署に招待し、「税の意義」と「税の役割」、そして「税についての正しい知識」を分かりやすく子ども達に伝える租税教室を、署ほかさまざまな会場で開催しています。年を追うごとに参加児童数は増加傾向にあり、そのことを受け講師を務める当会青年部の講師陣も、より良い授業を開催するために、授業内容の充実に励んでいます。

租税教室で得た知識、また、普段は足を踏み入れることのない税務署への訪問は、子ども達にとって有意義な経験になって

芝税務署ほか施設を開放して行われる租税教室。わかりやすく楽しい授業を通して、税務行政に必要な「税」の大切さ・役割について、子ども達に学んでいただきます。今年度からは当会青年部のほか、当会の「税のスペシャルサポーター」のアイドルグループ「全才少女R」も講師として参加しています。

くれるはずです。実際に参加した児童達は「おもしろかった」、「2度目の参加で税への理解がさらに深まった」など、口々に感想を寄せてくれました。

講師が話す身近な税の役割とその使い道、また、出題された税にまつわるクイズや原寸大の1億円モックの登場に、笑いと驚きの声が会場中に響いていました。子ども達のいきいきした学びの表情を目に、関係者一同もほっと胸をなで下ろしています。そして、税に関わる団体として、今後とも租税教育の意義を考え、また税知識の普及に、より一層努めたいと気持ちを新たにいたしました。



消費税の年間総額と、その使途などを、パネルを使って分かりやすく解説。クイズ形式で展開される租税教室で、子ども達は税への学びをさらに深めます。



租税教室の前に、芝税務署長を囲んでの記念撮影。みんな明るい笑顔で“はい、チーズ”！写真を見返すたびに、きっとこの教室を思い出してくれるでしょう。



当会青年部に加え、今年度から租税教室の講師に加わってくれた「全才少女R」。子ども達と歳が近いこともあり、和気あいあいとした授業を進行してくれました。



講師達の教えを、熱心にノートへと書き写す姿には感心させられました。学んだことを忘れぬために、覚えた知識を役立たせるために。正しい税の知識の普及は、幼少時代からはじめます。

2

仕事の意義を知り、将来の夢を描こう キャリア教育

5/10~6/16 参加児童数 144名

職業体験と企業見学を通じ子ども達の未来を後押しする

キャリア教育の一環として、当事業ではさまざまな企業の協力のもと、企業見学と職業体験を実施しています。今年度も日本テレビとフジテレビ、そしてテレビ朝日にて、番組制作や報道の現場、放送の裏舞台を見学しました。子ども達はみな、普段テレビでよく目にする光景を目前に、始終わくわくしていたようです。大道具さんや照明さんが組んだ番組セットの精巧さに感心するとともに、ひとつの番組制作に関わる人の多さを知り、驚きを隠せないようでした。

また、今回八芳園の協力により、その広大な施設の見学や、

普段はあまり馴染みのない式場やテレビ局などでの企業見学・職業体験を通して、子ども達はなにを思うでしょう。きっと自らの将来に対して、夢を膨らませてくれるはずです。現場では、「番組を作りたい」「パン屋さんになりたい」など、楽しい会話が聞こえてきました。

パン作りなどの職業体験、そしてゴスペル鑑賞などを行いました。パン職人に教わりながら、小麦粉やバター、卵をこねるところからはじまったパン作りに慣れない手つきで挑む子ども達。焼き上がりを食べると、会場からは歓声が聞こえました。また、施設内のチャペルで開催されたゴスペル鑑賞では、ホールに響き渡る声楽家達が放つ声の美しさと力強さに、一同耳を傾けていました。

11月にはキッザニア東京でのキャリア教育が予定されています。そのとき子ども達が何を見て、何を学ぶか。当会としては、彼らが将来の夢を育む一助となるべく、事業の進行に努めます。

八芳園で行われたパン作り体験。同施設のパン職人青木さん直伝のレシピで、子ども達は楽しそうに生地をこねていました。焼きあがったパンは？もちろん美味しいに決まっていますよ！！

八芳園のパンには、大島特産の美味しい牛乳やバターが使われています。そのことを知り、子ども達は嬉しそうな笑みを浮かべていました。



日本テレビでは社屋をはじめ、番組制作の裏舞台を見学しました。AKB48が出演するAK BINGOなどのスタジオを見学した後は、子ども達は日テレ大時計の前で記念撮影をしたようです。



フジテレビではスタジオ見学のほか、紙芝居でテレビの仕組みについて学んでくれました。球体展望室「はちたま」にも訪問した後は、社屋をバックに記念撮影を行いました。



八芳園のチャペルで開催されたゴスペル鑑賞会にて。ホールに響き渡るプロの声楽家達の歌声に、子ども達は真剣な表情で耳を傾けていました。



八芳園のバイキングで昼食会。パン職人さんの話を聞きながら、とても楽しい時間を過ごしたようです。接客、そして製パン業について、学んできたのではないのでしょうか。



八丈町立三根小学校の児童達が白金小学校を訪れ、開催された合同授業にて。音楽科の授業では、全員で合唱をすることで、お互いの親睦を深めました。

3

ともに学び、経験を分かち合う 児童間交流

5/10~6/16 参加児童数 408名

東京諸島の子ども達が港区の小学校を訪問し、互いについてを学び合い、そして体育科の授業で一緒に体を動かす交流授業。児童達の間には急速に友情が生まれ、相互交流の芽が育まれています。お互いを知ることで理解を深め、未来へと続く絆となりますように。

東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出する

東京諸島の子ども達が、港区の小学校を実際に訪問し、互いについて学び、一緒に体を動かしながら交流を深める学校訪問には、本年度も多くの小学校児童が参加してくれました。6月には港南小学校と本村小学校、白金小学校の3校での開催となり、各学校では体育科の授業や、音楽と算数、そして英語の授業が行われました。また、互いについての学びを深めるべく、東京諸島や港区での暮らしについての発表会も行われ、子ども達は急速に親睦を深め合っていたようです。授業後の合同給食では、すっかり友達のように仲良く会話しながら、食事をとる姿が見受

けられました。

当事業に着手した当時から、主に東京諸島の子ども達からは「こんなに大勢で遊んだことはじめて」などの声が聞こえていました。環境や場所が変わると、普段は当たり前と思われることで、特別なことになります。当会ではこれからも事業を進めていく上で、そのことを肝に銘じながら取り組んでいきたいと考えます。互いに出会い、互いに理解し合うことは、子ども達が成長する上での糧となるはずです。これからもこの事業に、たくさんの子ども達が参加してくれることを望みます。



八丈島の暮らしや特産品について発表する、大賀郷小学校の児童達。訪問先の本村小学校の児童達も、興味津々の面持ちで彼らの話に耳を傾けていました。



港南小学校児童によるおもてなしを受け、徐々に緊張をはぐしていった神津島小学校の児童達。手書きのポップが、とてもあたたかく感じられました。



綱引きやドッジボール、身体全体を使ったじゃんけんや縄跳びなど、さまざまな運動をしながら行われた体育科の授業。子ども達は皆、運動を通してすぐに仲良しに。



互いにすっかり打ち解けた後は、待ちに待った給食の時間！美味しい昼食をとりながら、互いの話で盛り上がります。それぞれの食卓からは、大きな笑い声が聞こえてきました。

特別交流事業は、皆様の寄附金によって運営しています。

当会では、東京諸島と港区の小学生児童の交流機会を創出し、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かって夢を育むことの支援を目的として、『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業を平成26年度より展開しております。

『特別交流事業』は、芝税務署、麻布税務署、港区教育委員会などの行政機関をはじめとする多くの皆様からのご後援・ご協力と、また、会員企業を中心とする地域の皆様からの「特定寄附金」により運営されるものであります。

今年で4年目を迎えますが、回を重ねるごとに行政、企業、

個人の枠を越えた協力者に恵まれ、その実施内容につきましてもさらなる充実を図れている次第です。この場を借りてお礼を申し上げるとともに、当事業が皆様の善意によって成り立っていることを再認識しております。

皆様におかれましては、当事業の継続と内容のさらなる充実のためにも、その事業内容にご賛同の上、ご寄附のほどよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 芝法人会 公益事業委員長
金井由光



皆様からお寄せいただいた寄附金

平成26年度

【件数】 **106** 件
(500口)

【総額】 **1,500,000円**

《内訳》

- ①3,000円×498口、
5,000円×1口、1,000円×1口
- ②法人100社、個人6名

平成27年度

【件数】 **137** 件
(705口)

【総額】 **2,113,000円**

《内訳》

- ①3,000円×704口、
1,000円×1口
- ②法人130社、個人7名

平成28年度

【件数】 **197** 件
(1,076口)

【総額】 **3,216,000円**

《内訳》

- ①3,000円×1,069口、
2,000円×2口、1,000円×5口
- ②法人178社、個人19名

特定寄附金の募集について

- ①名称／平成29年度『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業（東京諸島と港区の小学生児童限定）のための特定寄附金（特定寄附金▲「本会会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金」）
- ②総額／下記項目3に記載した募集期間中に集めた金額とする。（事業予算に基づき、3,000千円を募集総額の目途とする）
- ③期間／平成29年4月28日～11月30日
- ④対象／賛同する会員ならびに、会員以外の法人及び団体ならびに個人
- ⑤使途／全て、当該事業費（事業内管理費を含む）に充当いたします。
- ⑥公表／寄附者の法人名又は団体名、もしくは個人名は、当会ホームページなどで公表いたします。（なお、匿名をご希望の場合はお申し出をお願いいたします）

▶詳細につきましては、当会ホームページに掲載しております。



※振込手数料はご負担願います。

振込口座（指定口座）【金融機関名】みずほ銀行 芝支店 【振込先】（当座）0002587 【口座名】公益社団法人 芝法人会

芝税務署幹部紹介

芝税務署長

佐藤 純夫

さとう

すみ

お

【経歴】

昭和51年4月 仙台国税局総務部総務課
62年7月 東京国税局査察部査察第25部門国税査察官
平成16年7月 東京国税局査察部査察管理課課長補佐
18年7月 西川口税務署副署長
20年7月 東京国税局査察部特別国税査察官
21年7月 東京国税局査察部査察第36部門統括国税査察官
23年7月 長井税務署長
24年7月 東京国税局査察部査察第32部門統括国税査察官
25年7月 東京国税局査察部査察審理課長
26年7月 東京国税局査察部査察総括第二課長
27年7月 東京国税局査察部査察管理課長
28年7月 東京国税局査察部次長
29年7月 芝税務署長



公益社団法人芝法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、東京国税局査察部次長から転任して参りました佐藤でございます。竹ノ上会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、「企業の発展を支援し、地域社会の振興に寄与する」との理念の下、税知識の普及を目的とする各種税務研修会の開催や島しょ地域と港区内の小学生

による特別交流事業、小学生を主体とした「税に関する絵はがきコンクール」、地域イベントでの税務広報活動など、多彩な事業を積極的かつ熱心に展開しておられ、深く敬意を表する次第です。私ども税務当局といたしましても、芝法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切に、会活動に可能な限り支援をさせていただき所存でございますので、今後とも更に充実した活動を展開されますことを期待申し上げます。さて、私どもの使命は、国の活動を支える歳入を確保するために、「納税者の

自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」であります。そのためには、e-Taxやマイナンバー等の納税者サービスの向上に向けた取組の推進や悪質な納税者には厳正な態度で臨むといった適正・公平な課税徴収に努めてまいりたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、貴会の益々のご発展と会員企業の皆様のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

担当副署長

いなば しんいち
芝税務署副署長
法人総括担当 稲葉 眞一



この度の定期人事異動により、税務大学校から転任して参りました稲葉でございます。公益社団法人芝法人会の役員並びに会員の皆様方には、租税教室や税務広報活動に熱心に取り組まれるなど、税務行政に対する深い御理解と御協力を賜っていると伺っております。厚く御礼申し上げます。引き続き、税務行政への取組に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当統括・上席

ふしむ なおき
法人課税第1部門
統括調査官 伏見 直記



昨年度に引き続き、本年度も法人会を担当させていただきます伏見でございます。公益社団法人芝法人会の皆様が積極的に取り組まれておりますe-Taxの普及活動、租税教育活動や社会貢献活動等は、税務行政の円滑な運営には欠くことのできない大きな役割を果たされており、大変感謝いたしております。引き続き貴会と芝税務署の相互信頼・協力関係の更なる維持発展に努めて参ります。

なかやま あきら
芝税務署副署長
法人調査担当 中山 覚



昨年度に引き続き、芝税務署2年目の勤務となりました中山でございます。公益社団法人芝法人会の皆様方には、日頃から税務行政について深くご理解をいただくとともに、特別交流事業や税務広報活動など多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。引き続き、e-Taxの利用促進及び定着に向けた取組などにご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

みいけ あきら
法人課税第1部門
上席調査官 三池 頭



昨年度同様、本年度も法人会を担当させていただきます三池でございます。公益社団法人芝法人会の皆様は、熱心な税のオピニオンリーダーとして、地域企業の皆様の税知識の普及を目的とする各種の研修会や租税教室等、多彩な行事を開催されております。心より感謝申し上げます。本年度も会活動への積極的な支援や受講者の皆様のニーズにあった税務研修会の充実に努めて参ります。

【平成29年度】 芝法人会 代表理事 業務執行理事 紹介

- ◆ 会長 竹ノ上 蔵造 [株式会社第一製版／代表取締役]
- ◆ 副会長 萩原 健司 [萩原パルプ工業株式会社／代表取締役] (総合委員会／事務局 担当)
- ◆ 副会長 相原 陽一 [株式会社サイメット／代表取締役] (広報委員会／共益事業委員会／女性部会 担当)
- ◆ 副会長 内田 謙 [東京通信電設株式会社／代表取締役会長] (公益事業委員会／青年部会 担当)
- ◆ 副会長 鈴木 隆志 [株式会社日本カーゴエクスプレス／代表取締役社長] (地区／島嶼 担当)
- ◆ 副会長 藤岡 哲哉 [日本電気株式会社／監査役] (源泉部会／調査部法人部会 担当)
- ◆ 専務理事 藤原 英樹

会長挨拶 ● 会長(代表理事) 竹ノ上 蔵造

本年6月8日に、「公益社団法人 芝法人会」の会長という要職を拝命し、その重責を改めて感じております。当会を支えてくださった全ての会員企業の皆様、創立以来ご尽力を賜った歴代の会長、役員、地域企業の皆様に感謝すると共に、芝税務署をはじめとする関係各位のご指導のもと、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域社会の振興に寄与し、

国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である」という「法人会の基本理念」をしっかりと実践し、地域の皆様方と関係行政機関との間を適切に取り持つ存在として、皆様のご期待にお応えできるよう努めて参ります。ご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

▶ 延滞税がかかります。

※納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合は、「特例基準割合（注）＋7.3%」と年「14.6%」のいずれか低い割合になります。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税の割合は、「特例基準割合（注）＋1%」と年「7.3%」のいずれか低い割合になります。

平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合は、年「14.6%」です。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税の割合は、「前年11月30日において日本銀行が定める基準割合率＋4%」（平成11年以前は、一律7.3%）です。

（注）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

▶ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

▶ 納税証明書「その3」が発行されません。

※納税証明書「その3」は「未納の納額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権による換価の猶予があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

● 猶予が認められると

⇒ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。

⇒ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

※原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

申請の手続など、詳しくは税務署（徴収担当）にご相談ください。

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

10月2日（月）までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。詳細は、HPへ。

お問い合わせ先 ●【口座振替について】徴収部納税推進課 ▶ TEL.03(3252)0955
※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装って、個人情報を取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。相手の電話番号が非通知表示など、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、下記問合先までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

お問い合わせ先 ●総務部総務課相談広報班 ▶ TEL.03(5388)2924

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを、被災の程度等によって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

お問い合わせ先 ●港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800（代表）

事業主の皆様へ 従業員の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収で！

従業員（給与所得者）の個人住民税は、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から差し引き、納入していただく特別徴収が原則です。

首都圏では、全ての事業主を特別徴収義務者に指定する取り組みを進めています。

お問い合わせ先 ●【特別徴収への切り替え方法等】港区役所 ▶ TEL.03(3578)2600～2609
●【特別徴収推進にかかる取組】主税局徴収部個人都民税対策課支援係 ▶ TEL.03(5388)3039

会員の皆様へ

平成29年8月より「情報誌ザ・シバ」誌面に、【芝法人会会員証紙】が印字されます。（シール形式での発行はいたしません）下の【会員証紙】を切り取っていただき、法人税の確定申告書に貼付してご提出くださいますようお願い申し上げます。